

公益財団法人愛媛県消防協会後援名義等承認基準

(趣旨)

第1条 この基準は、団体等が実施する事業又は行事（以下「事業」という。）において、公益財団法人愛媛県消防協会（以下「消防協会」という。）が行う共催、協賛及び後援の名義（以下「後援名義等」という。）の使用承認基準について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる

- (1) 共催とは、その事業の実施にあたり企画又は運営に参加し、共同主催者としての責任の一部を分担することをいう。
- (2) 協賛とは、その事業の趣旨に賛同し、奨励の意を表し、支援することをいう。
- (3) 後援とは、その事業の趣旨に賛同し、開催を援助するために名義の使用を認めるものをいう。

(承認の基準)

第3条 後援名義等の使用承認基準は、次の各号のすべてに該当するもの限り承認する。ただし、国または地方公共団体が主催する場合は、この限りでない。

- (1) 消防協会の施策の推進に寄与すると認められる事業であること。
- (2) 広く県民を対象とした消防関係の事業であって、原則として愛媛県内が開催地であること。ただし、県民の幅広い参加が期待できる事業又は消防協会を広く知らしめることが期待できる場合は、この限りでない。
- (3) 堅実な活動実績を有し、かつ事業遂行能力が十分であると認められるものが主催する事業であること。
- (5) 事業の開催場所が、公衆衛生、安全管理、火災予防、災害防止等に関する措置が講じられていること。
- (6) 収益等を伴う事業にあつては、その収益を公益目的事業に充てる等の公益性を有する事業であること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当すると認められる事業については、後援名義等の使用を承認しない。

- (1) 法令若しくは公序良俗に反するもの又は社会的な非難を受けるおそれがあるもの
- (2) 政治的中立を損なうおそれがあるもの
- (3) 宗教的中立を損なうおそれがあるもの

- (4) 営利又は商業宣伝を主目的としているもの
- (5) 消防団又は消防団員の名義を以て、みだりに寄附を募集し、又は義務の負担になるようなもの
- (6) その他、後援名義等の使用にふさわしくないもの

3 会長は、必要があると認めるときは、第1項の承認に条件を付して承認することができる。

(賞状等の交付)

第4条 後援名義等の使用承認を行う事業のうち、参加者が競い合うことにより技能の一層の向上が期待できる事業又は会長が特に必要があると認めた事業については、賞状等を交付することができる。

(承認の期間)

第5条 後援名義等の使用について承諾する期間は、後援名義等の使用を承認する日から事業が終了する日までとする。ただし、その期間は1年を超えないものとする。

(承認の手続き)

第6条 後援名義等の承認を受けようとする団体等は、後援名義等使用承認申請書(様式第1号)又はこれに準ずる書類により申し込むものとし、必要により、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 事業の目的及び計画を明らかにする書類(予算書を含む。)
- (2) 団体等の規約、会則その他主催者の概要、活動目的及び活動実績を表す書類
- (3) 役員その他事業関係者の住所、役職名等を明らかにする書類
- (4) 前各号に定めるもののほか、必要と認める書類

(承認の決定及び通知)

第7条 会長は、前条に基づく申請手続きがあつたときは、申請を受け付けた日から14日以内に第3条に規定する基準により可否を決定し、後援名義等使用承認通知書(様式第2号)により、当該団体等に通知するものとする。

(事業内容の変更)

第8条 団体等は、前条の規定に基づく承諾を受けた後に事業計画の大幅な変更が生じた場合は、速やかに後援名義等使用承諾変更申請書(様式第3号)を会長に提出し、その承諾を受けなければならない。

2 会長は、前項の規定に基づく申請があつたときは、第3条に規定する基準により可否を決定し、当該団体等に通知するものとする。

3 団体等は、事業を取りやめるときは、速やかに書面で会長に届けなければならない。

(事業の実施報告)

第9条 事業を実施した団体等は、事業終了後1か月以内に後援名義等使用事業実施報告書（様式第4号）又はこれに準ずる書類を会長に提出しなければならない。

（承認の取り消し）

第10条 会長は、第7条の規定により、後援名義等の使用承認後において、第3条第1項に規定する基準に適合しない事実が判明したとき、又は同条第2項に規定する基準に該当する事実が判明したときは、当該団体等に通知し、その承認を取り消すことができる。

2 前項の規定によって承認を取り消された団体等が損害を受けた場合において、消防協会はその賠償の責めを負わない。

（事務主管課等）

第11条 団体等からの事業後援名義等の使用承認申請があったときは、消防協会事務局が処理するものとする。

（その他）

第12条 この基準に定めるもののほか、後援名義等の使用承認に関して必要な事項は、会長が定める。

附 則

この基準は、平成26年4月1日から施行する。